

原動機付自転車、ミニカー及び小型特殊自動車の各種届け出

内容	手続き区分	内 容	必 要 な も の	手 続 き 場 所
登 録	ナンバーの取得	新車を購入した	適合証(フレーム番号が分かる物流管理タグ)または販売証明書 ※1届出者の身分証明書	◎静岡市葵区追手町5番1号 静岡市 市民税課 軽自・諸税係 電話054-221-1218
		ナンバーの付いていない中古車など、 廃車手続き済の車両を譲り受けた	販売店からの購入または市区町村役場発行の廃車証明が有る場合は①、その他の場合は②をご用意ください ①※3販売証明書または廃車証明書(車台番号の記載が不完全な場合 ※2「石ずり」が必要です)及び※1届出者の身分証明書 ②※3譲渡証明書、※2「石ずり」及び※1届出者の身分証明書	◎静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河税務センター 電話054-287-8669
	所有者の変更 (新・旧所有者ともに市内)	ナンバーが付いたまま(未廃車)の車両を 譲り渡す または 譲り受けた	ナンバープレート 標識交付証明書 ※3販売(譲渡)証明書 ※1届出者の身分証明書	◎静岡市駿河区上川原13番1号 駿河区長田支所 電話054-259-5522
	市外から転入 (車体をともなって)	旧の市区町村で廃車済の車両 (ナンバー無し)を持ち込んだ場合	旧の市区町村発行の廃車証明書 ※1届出者の身分証明書	◎静岡市清水区旭町6番8号 清水市税事務所 市民税係(証明・原付) 電話054-354-2071
旧の市区町村で廃車が済んでいない車両 (他市区町村ナンバー付)を持ち込んだ場合 (所有者の変更を伴う場合は、予め旧市町村 役場で廃車手続きをしてください。)		ナンバープレート 旧の市区町村発行の標識交付証明書 (上記書類が無い場合は、お手続きに時間がかかる場合がございます。) ※1届出者の身分証明書	◎静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 清水区蒲原支所 電話054-385-7770	
廃 車	・車両を廃棄する ・市外に転出する ・市外の人に譲渡する ・盗難にあった ・紛失した	ナンバーが残っている場合 (他市区町村のナンバーの廃車は静岡市では できません。当該市区町村役場あてに届出し てください。)	静岡市(合併市町村含む)のナンバープレート 標識交付証明書(残っている場合) ※1届出者の身分証明書	
		ナンバーが残っていない場合 (廃棄や盗難等で車体ごと無くなっている場合 を含む)	※盗難の場合は、直ちに警察に盗難届を出してください！ 標識交付証明書(残っている場合) ※1届出者の身分証明書	
ナ ン バ ー の 再 発 行	①ナンバーが破損した ②ナンバーだけ紛失した ③ナンバーの文字が薄れた ④ご当地ナンバーに変えたい	①②ナンバーが破損・紛失した場合	ナンバープレート(一部でも残っている場合) 標識交付証明書(残っている場合) ※1届出者の身分証明書 標識弁償金200円	弁償金200円が発生する手続きは、長田 支所・蒲原支所では受付できないため、市 民税課、駿河税務センター、清水市税事務 所でお手続きをお願いします。
		③ナンバーの文字が薄れた ④ご当地ナンバーに変えたい場合 ※破損がある場合を除く	ナンバープレート 標識交付証明書(残っている場合) ※1届出者の身分証明書	

※1届出者の身分証明書は運転免許証、マイナンバーカード、社員証等になります。

※2「石ずり」とは、車体に刻印された番号に紙を当て、鉛筆等を用いて軽く擦り、すべての記号や数字を写し取ったものです。

※3販売証明書には販売者の、譲渡証明書には旧所有者の記名が必要です。申請用紙に販売・譲渡証明書欄を設けていますので、ご活用ください。